墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年１２月１０日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第５３号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和４７年墨田区条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「法第３５条に規定する事業（道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第１８条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第４条第１項中「若しくは」を「又は」に改め、「、又は同法第２１条の規定により協議が成立し」を削り、「又は当該協議に係る」を「に係る」に改め、「、又は当該協議が成立し」を削る。

別表中「令第７条第１号」を「道路法施行令（昭和２７年政令第４７９号。以下「令」という。）第７条第１号」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。